自動車運送 (議第51号) 1

議第51号

平成20年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成20年度京都市自動車運送事業特別会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(計)	(補正予定額)	(既決予定額))	目)	•	(和
千円	千円	千円					
23,601,000	104,000	23,497,000	用	事業費	運送	自動車	第1款
139,417	104,000	35,417	失	損	別	[特	第3項

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第3条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第3条の2 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事項	補	Ī	E 前	補	正後
事 块 ————————————————————————————————————	期	間	限度額	期間	限度額
壬生庁舎解体撤去費		_	千円 一	平成21年度	千円 158,000

平成20年5月16日提出

京都市長門川大作

提案理由

壬生庁舎解体撤去に要する経費を補正する必要があるので提案する。